

軽自動車税 減免申請の手続について

- ◆申請書と必要書類を下記の宛先へ郵送してください（封筒には切手をお貼りください）。
- ◆受付期間（4月1日～5月31日※）に申請されると、その年度分から減免が適用されます。
受付期間経過後の申請は、翌年度分から減免が適用されます。
- ◆生活保護法による生活扶助受給者の方は、毎年度申請手続が必要です。受付期間経過後に申請されても、減免は適用されません。また、翌年度分の減免適用とはなりませんのでご注意ください（翌年度分の減免を受ける場合は、翌年の受付期間中に改めて申請手続を行ってください）。
- ※ 当日消印有効です。なお、5月31日が閉庁日の場合は、翌開庁日の消印有効です。

1 宛先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1 井門明治安田生命ビル 6 階
京都市軽自動車税事務所（分室）

2 必要書類

減免の種類によって、必要書類が異なります。下表のとおり、書類を御用意ください。

減免の種類	必要書類
身体障害者手帳の所持者	① 記入された「減免申請書」 ② 手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ③ 本人の運転免許証のコピー（両面）
戦傷病者手帳の所持者	
療育手帳（障害の程度「A」に限る）の所持者	
「1 級」の精神障害者保健福祉手帳と、自立支援医療受給者証（精神通院）の両方の所持者	① 記入された「減免申請書」 ② 手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ③ 自立支援医療受給者証（精神通院）の表裏全ページのコピー ④ 本人の運転免許証のコピー（両面）
・車両の運転を生計同一の親族がする上記手帳所持者 ・上記手帳所持者の移動に専ら使用する車両を所有する生計同一の親族 ※運送事業用の車両は減免対象外です。 ※生計同一とは、日常生活の資を共にしていることをいい、同居・別居は問いません。同居の場合は6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族、別居の場合は3親等内の血族及び姻族となります。	① 記入された「減免申請書」 ② 手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ③ 自立支援医療受給者証（精神通院）の表裏全ページのコピー（精神障害の場合のみ） ④ 運転者の運転免許証のコピー（両面） ⑤ 記入された「使用状況に関する事項」 ⑥ 生計同一であることがわかる書類（戸籍全部（個人）事項証明書など）

減免の種類	必要書類
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ・中国残留邦人等支援法の規定による生活支援給付を受けている方 (本人が運転する場合のみ)	① 記入された「減免申請書」 ② 本人の運転免許証のコピー(両面) ③ 生活保護受給証明書(課税年度の4月1日から納期限までの期間に「生活扶助」を受給していることがわかるもの)
福祉車両の所有者 ※福祉車両とは 身体又は精神に障害があるため、日常生活で歩行することが困難な者が利用するための構造をもつ軽自動車をいいます。	① 記入された「減免申請書」 ② 車検証のコピー (「車いす移動車」、「福祉車両」、「車いす固定装置付き」等の記載があるもの) <u>※車検証(自動車検査証記録事項を含む)に記載がない場合は次の書類</u> 車両の写真やカタログ(車いす乗降用のスロープと、車いす固定装置の両方がわかるもの)

※マイナ免許証の場合は、「マイナ免許証の免許情報の画面(氏名・住所・生年月日・有効期限・免許の種類がわかる画面)のコピー」が必要です。

※125ccを超えるバイク、軽自動車等を取得してから2週間以内に申請される場合は、車検証(自動車検査証記録事項を含む)又は届出済証のコピーも必要です。

3 減免が適用される台数

- ・生活扶助受給者及び福祉車両にかかる減免：台数の制限はありません。
- ・障害者手帳等の所持者にかかる減免：障害者手帳所持者お一人あたり、軽自動車・バイク・普通自動車のうち、1台に限ります。

4 注意事項

- (1) 申請書には、必ず日中に連絡が取れる電話番号を御記入ください。申請書の内容に不明点や不備がある場合は、電話で連絡します。
- (2) 内容に不明点及び不備がある場合で、1週間連絡が取れないとき、又は、連絡後2週間以内に不備等に係る対応がないときは、不適用となることがあります。
不適用となっても、不備等を修正したうえで再申請できますが、減免適用年度は再申請された日付により決定します。
- (3) 申請内容の審査の結果、減免適用が決定された方には申請の控えを送付します。

5 お問合せ先

京都市軽自動車税お問合せ窓口

電話：(075) 213-5467 FAX：(075) 708-7026

土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁

軽自動車税 減免申請書

□□ - □□

申請者（太枠内のみ御記入ください）

年 月 日

(宛先)京都市長

納 税 義 務 者	住 所 (所在地)				
	電話番号	()	—		
	氏 名 (名称)				

下記の事由により軽自動車税の減免を申請します。

なお、減免事由に異動が生じたとき等は直ちにその旨を申し出ます。

必要書類確認欄(職員記載)

減免を受ける 軽自動車等	標識番号 ナンバープレート					☐ 端末 ☐ 車検証等
減免を 受ける理由 (該当するもの にチェック)	☐ 1 生活扶助受給者 又は 生活支援給付受給者 条例81条 1項1号 施行細則4条の7 1項4号					☐ 生活保護受給証明書(生活扶助) ☐ 運転免許証の写し
	☐ 2 身体障害者本人 ☐ 3 戦傷病者本人 条例81条 1項2号 細則4条の7 1項1号					▶ 障害者・運転者欄を 記入してください。 ▶ 障害者・運転者が 納税義務者と異なる 場合、(別紙1)使用 状況を記入してくだ さい。
	☐ 4 重度知的障害者本人 又は 重度知的障害者と生計同一 ☐ 5 身体障害者・戦傷病者と生計同一 ☐ 8 通院重度精神障害者本人 又は 通院重度精神障害者と生計同一 要綱4条					
	☐ 6 災害により軽自動車等に被害を受けた方 細則4条の7 1項3号					
	☐ 7 車いす固定装置等の構造を持つ軽自動車 細則4条の7 1項2号					☐ 罹災証明書等の写し ☐ 修理費の見積書等 ☐ 福祉車両を証する 書類
	障害者	住 所	納税義務者と同じ⇒チェック ☐	氏 名	納税義務者と同じ⇒チェック ☐	☐ 京都市在住の確認 適用中減免の確認 ☐ 府税確認(普通車) ☐ 端末確認(軽自原付)
手帳等の種類 (該当するものにチェック)		☐ 身体障害者手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 療育手帳(A判定) ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1級) 及び自立支援医療受給者証(精神通院)			☐ 各手帳等の写し ☐ 自立支援受給者証の 写し	
再認定又は有効期限		☐ なし ☐ あり ⇒ 年 月				
運転者	住 所	納税義務者と同じ⇒チェック ☐	氏 名	納税義務者と同じ⇒チェック ☐	☐ 運転免許証の写し	

令和 年度課税分から適用

事務処理欄 (職員記載)	※申請書控えの交付 ⇒ ☐ 済み ☐ 未済									
	交付		審査		後方		受付			
	納税者 コード	区	学区	町	氏名コード			整理番号		
個人番号又は法人番号										

◎申請に必要な書類等については、裏面を御覧ください。

(R8.8)

軽自動車税の減免申請に係る注意事項

1 必要書類

減免の種類	減免の理由	必要書類
生活保護等 ※ 本人が運転する場合のみ	- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 - 中国残留邦人等支援法の規定による生活支援給付を受けている方	○記入された「減免申請書」 ○本人の運転免許証のコピー（両面） ○生活保護受給証明書（課税年度の4月1日から納期限までの期間に「生活扶助」を受給していることがわかるもの）
障害者手帳等の所持者※	身体障害者手帳	○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○本人の運転免許証のコピー（両面）
	戦傷病者手帳	
	療育手帳（障害の程度「A」に限る）	
	精神障害者保健福祉手帳(等級「1級」に限る) 及び 、自立支援医療受給者証(精神通院)	○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー ○本人の運転免許証のコピー（両面）
※京都市内に居住されている方が対象です。	・車両の運転を生計同一の親族がする上記手帳所持者 ・上記手帳所持者の移動に専ら使用する車両を所有する生計同一の親族 ※運送事業用の車両は減免対象外です。 ※生計同一とは、日常生活の資を共にしていることをいい、同居・別居は問いません。同居の場合は6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族、別居の場合は3親等内の血族及び姻族となります。	○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー（精神障害の場合のみ） ○運転者の運転免許証のコピー（両面） ○記入された「使用状況に関する事項」 ○生計同一であることがわかる書類（戸籍全部（個人）事項証明書など）

※125ccを超えるバイク、軽自動車等を取得してから2週間以内に申請される場合は、車検証（自動車検査証記録事項を含む）又は届出済証のコピーも必要です。

2 減免が適用される台数

- ・生活扶助受給者及び福祉車両にかかる減免：台数の制限はありません。
- ・障害者手帳等の所持者にかかる減免：障害者手帳所持者おひとりあたり、軽自動車・バイク・普通自動車のうち、1台に限ります。

3 申請期間

指定の納期限（通常は5月末、当日が閉庁日の場合は翌開庁日。）までに申請（郵送の場合は当日消印有効）されると当年度分から、納期限後に申請されると翌年度分から減免が適用されます。

なお、生活保護等による減免は、毎年度申請が必要ですので、当年度の4月1日から納期限までに申請してください。

内容に不明点及び不備がある場合で、申請を収受してから1週間連絡が取れないとき、又は、連絡後2週間以内に不備に係る対応がないときは、不適用となることがあります。

この用紙は、車両所有者又は運転者が、障害者本人ではなく生計同一の親族の場合のみ必要です。

別紙 1

使用状況に関する事項

〔身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（生計同一者運転用）〕

※太枠の項目をすべて記載してください。（チェック欄は該当箇所にチェック〔☑〕してください。）

申請者記載欄			事務処理欄
氏名	障害者との続柄	障害者との生計の関係 ※注1参照	※ 生計を一にしていると判断する根拠資料 ☐ 税申告の資料 ☐ 住民票情報 ☐ 戸籍全部（個人）事項証明書 ☐ その他 ()
障害者	本人		
納税義務者		☐ 生計を一にしている	
運転者		☐ 生計を一にしている	

障害者のために軽自動車を使用する内容

使用の目的 (複数選択可)	☐ 通院（病院名） ☐ 通所（施設名） ☐ 通学・通園（学校名） ☐ 買物 ☐ その他 ()
使用時間	☐ 専ら（8割以上）上記の目的で障害者のために使用しています。 ☐ 上記の目的の使用が8割未満です。⇒ 減免不可 ※ 注2参照
上記のとおり専ら障害者のために軽自動車を使用するとともに、記載した内容が事実と相違ないことを申し立てます。 納税義務者氏名 _____	

注1 「生計を一にしている」とは、日常生活の資を共にしていることであり、同居・別居は問いません。

注2 「専ら（もっぱら）」とは、当該車両の使用について、概ね8割以上をその目的に使用することをいいます。

注3 障害者と同一世帯でない場合は、続柄の分かる戸籍全部（個人）事項証明書の添付が必要です。

様式 6 (R5.3)

軽自動車税 減免申請書

記入例

申請者（太枠内のみ御記入ください） 令和 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

納税義務者	住所 (所在地)	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階		
	電話番号	(075)	213	— 5467
	氏名 (名称)	京 都 太 郎		

下記の事由により軽自動車税の減免を申請します。

なお、減免事由に異動が生じたとき等は直ちにその旨を申し出ます。

減免を受ける 軽自動車等	標識番号 ナンバープレート	京 都 × × × あ 1 2 3 4				必要書類確認欄(職員記載)
減免を 受ける理由 (該当するもの にチェック)	☐ 1 生活扶助受給者 又は 生活支援給付受給者 条例81条 1項1号 施行細則4条の7 1項4号					☐ 端末 ☐ 車検証等
	☐ 2 身体障害者本人 条例81条 1項2号					▶ 障害者・運転者欄を 記入してください。 ▶ 障害者・運転者が 納税義務者と異なる 場合、(別紙1)使用 状況を記入してくだ さい。
	☐ 3 戦傷病者本人 細則4条の7 1項1号					
	☐ 4 重度知的障害者本人 又は 重度知的障害者と生計同一					
	☒ 5 身体障害者・戦傷病者と生計同一					
	☐ 8 通院重度精神障害者本人 又は 通院重度精神障害者と生計同一 要綱4条					
	☐ 6 災害により軽自動車等に被害を受けた方 細則4条の7 1項3号					☐ 罹災証明書等の写し ☐ 修理費の見積書等
☐ 7 車いす固定装置等の構造を持つ軽自動車 細則4条の7 1項2号					☐ 福祉車両を証する 書類	
障害者	住所	納税義務者と同じ⇒チェック ☒	氏名	京都 花子		☐ 京都市在住の確認
	手帳等の種類 (該当するものにチェック)	☒ 身体障害者手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 療育手帳(A判定) ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1級) 及び自立支援医療受給者証(精神通院)				適用中減免の確認 ☐ 府税確認(普通車) ☐ 端末確認(軽自原付)
	再認定又は有効期限	☐ なし ☒ あり ⇒ 令和×年 ×× 月				☐ 各手帳等の写し
	住所	納税義務者と同じ⇒チェック ☒	氏名			☐ 自立支援受給者証の 写し
運転者	住所	納税義務者と同じ⇒チェック ☒	氏名			☐ 運転免許証の写し

令和 年度課税分から適用

事務処理欄 (職員記載)	※申請書控えの交付 → ☐ 済み ☐ 未済			
	交付	審査	後方	受付
	この欄には記入しないでください。			
	氏名コード 整理番号			
納税者 コード		個人番号又は法人番号		

◎申請に必要な書類等については、裏面を御覧ください。

(R8.4)

生活扶助受給による申請の場合は記入不要です。

使用状況に関する事項

〔身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（生計同一者運転用）〕

※太枠の項目をすべて記載してください。（チェック欄は該当箇所をチェック〔☒〕してください。）

申請者記載欄			事務処理欄
氏 名	障害者 との 続 柄	障害者との 生計の関係 ※注1 参照	※ 生計を一にしていると 判断する根拠資料 ☐ 税申告の資料 ☐ この欄には記入 しないください。 ☐ その他
障害者 京 都 花 子	本人		
納税義務者 京 都 太 郎	夫	☒ 生計を一に している	
運転者 同 上	同上	☒ 生計を一に している	

障害者のために軽自動車を使用する内容

使用の 目的 （複数 選択可）	☒ 通 院（病院名 京都〇〇〇〇〇〇病院 ）
	☐ 通 所（施設名）
	☐ 通学・通園（学校名）
	☒ 買 物
	☐ その他（ ）
使用 時間	☒ 専ら（8割以上）上記の目的で障害者のために使用しています。
	☐ 上記の目的の使用が8割未満です。⇒ 減免不可 ※ 注2 参照
上記のとおり専ら障害者のために軽自動車を使用するとともに、記載した内容が事実と相違ないことを申立てます。 納税義務者 氏 名 京 都 太 郎	

注1 「生計を一にしている」とは、日常生活の資を共にしていることであり、同居・別居は問いません。

注2 「専ら（もっぱら）」とは、当該車両の使用について概ね8割以上をその目的に使用することをいいます。

注3 障害者と同一世帯でない場合は、続柄の分かる戸籍全部（個人）事項証明書の添付が必要です。